

○経済産業省告示第三十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、化学産業の事業適応の実施に関する指針（令和二年経済産業省告示第百六十一号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の第二十五項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十五日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 基本認識</p> <p>イ 化学産業の位置づけ</p> <p>化学産業は、<u>様々な化学反応により化学製品</u> <u>を製造し、自動車や電機電子部品製造業等の産</u> <u>業分野にとどまらず、生活物資である消費財な</u></p>	<p>一 基本認識</p> <p>イ 化学産業の位置づけ</p> <p>化学産業は、<u>化学反応により様々な原材料を</u> <u>様々な製品に加工し、自動車や電機電子部品製</u> <u>造業等の他産業に必要不可欠な素材を供給し、</u></p>

どの産業分野に対しても、必要不可欠な素材を供給しており、我が国の産業競争力の源泉となる産業である。

我が国における化学産業の歴史は古く、明治時代からソーダや化学肥料などの生産を担う無機化学産業が始まり、戦後以降は、原油の輸入に伴いナフサを原料とする石油化学産業が拡大していった。現在では、従業員数約九十六万人を支え、出荷額は約五十一兆円、付加価値額は約十八兆円と、製造業の中でも輸送用機械器具製造業に次ぐ、第二位の規模を誇る産業である。

我が国の産業の競争力の基盤を支えている。また、マスクや医療用ガウンの原材料となる不織布、消毒液の原材料となるアルコール、ワクチン等の製造に必要な医薬品原材料等の新型コロナウイルス感染症対策に不可欠な製品も数多く供給している。

化学産業の我が国における歴史は古く、明治時代からソーダや化学肥料などを生産する無機化学産業が既に始まっており、戦後に原油が輸入されるようになって以降はナフサを原料とする石油化学産業も我が国に広がるようになった。現在では、従業員数約九十四万人を支え、出荷額は約四十六兆円、付加価値額は約十五兆

ロ 化学産業を取り巻く環境について

(削る)

円と、製造業の中でも輸送用機械器具製造業に次ぐ第二位の規模を誇る産業である。

ロ 化学産業の置かれた状況・課題

化学産業は、他産業に向けた原材料を製造する産業であり、顧客の大半が国内の他の製造業である。また、化学産業の多くは、常時稼働の装置産業であるため、生産量は設備能力に大きく依存し、連続稼働を続けることが競争力の源泉である。国内の設備は稼働開始から五十年以上の年月が経っているものが多いが、その間、絶えず続けてきた高い技術によるメンテナンスにより、多くが安全に稼働を続けてきており、国内の製造業に安定的に

原材料を供給することができてきている。しかしながら、中国や東南アジアの近隣国では、新しい高性能な大型製造設備の稼働が相次いでおり、国内市場は、汎用品である基礎化学品の分野を中心に輸入品との競争を強いられてきている。新型コロナウイルス感染症対策の拡大に伴う世界的なロックダウンにより、海外に依存するサプライチェーンの脆弱性が明らかになったことを踏まえれば、汎用品の分野であっても、安易に輸入に代替せず国内の製造機能を維持していくことが不可欠である。しかしながら、付加価値の低い基礎化学品を中心に、中国等の近隣国からの輸入

圧力が高まってくることは避けられず、国内の製造業の基盤を支える産業として引き続き生き残るためには、より付加価値の高い誘導品の領域へと市場の軸足を移していく必要がある。

また、化学製品のひとつであるプラスチックが、ごみとして大量に海洋に流出していることに世界的に注目が高まったことを契機に、資源循環経済への転換の流れが高まっている。こうした海洋プラスチックごみ問題に対して、事業者間の自発的な取組を進めるべく、サプライチェーンの関連事業者で組織したクリーン・オーシャン・マテリアル・アラ

イアンスが発足し、リサイクル技術の向上や代替素材の開発に取り組んでいる。令和二年七月から、政府の対策として、レジ袋の有料化が始まっており、今後とも、リサイクルしやすいという新たな付加価値も提供することが不可欠になってきている。

さらに、化学産業の多くは、高温・高圧の環境下での化学反応により原材料を加工することで様々な製品を生み出しているが、こうした環境の実現には多くのエネルギーを必要とする。現状では、コスト競争力を維持する観点から安価な化石燃料を使用していることが多いが、それが化学産業のCO₂多排出に

もつながっている。二千五十年カーボンニュートラルに向けて、多排出事業者の1つとして、熱源の脱炭素化を含めた製造プロセスの転換が大きな課題となる。一方で、炭素を原料に化学品を製造する有機化学工業の分野では、CO₂を原料として活用できる数少ない産業の一つであり、カーボンリサイクルの進展への貢献が期待されるところでもある。有機化学工業は世界中にある産業であり、現状ではその炭素源として、石油や石炭、天然ガスといった化石燃料を使用している。我が国では、石油精製の過程で副生されるナフサを原料にする石油化学工業が中心であるが、す

(カーボンニュートラル)

世界的に脱炭素化に向けた動きが加速化しており、各国、各地域において、二千五十年を目標としたカーボンニュートラルが表明されている。我が国においても、二千二十年十月に「二千五十年カーボンニュートラル」が宣言された。

化学産業は国内CO₂排出量の約十五パーセントを排出しており、化学産業の脱炭素化は二

でにCO₂と水からプラスチック原料を製造する人工光合成技術の研究開発が進んでおり、実用化を加速させていくことが重要である。

(新設)

千五十年カーボンニュートラルを実現するための重要な取組の一つである。化学産業では、高温環境下等での化学反応を通じて、基礎化学品を製造のうえ様々な化学製品を製造・供給しているが、こうした製造プロセスを実現するためには、多くのエネルギーが必要でありCO₂の排出が伴う。具体的には、基礎化学品の製造にあたり化石燃料であるナフサを分解する熱源としてメタンを活用することによるCO₂排出、基礎化学品を重合する際に必要となる熱や電気を発生させる石炭火力自家発電設備・ボイラーなどの活用によるCO₂排出である。また、ナフサを原料にプラスチックが製造される場合に

は、当該プラスチックをサーマルリサイクルや単純焼却する際にCO₂が排出される。

このように化学産業は製造及び廃棄の過程においてCO₂を多く排出するものの、様々な産業や生活物資として必要不可欠な製品を広範囲に製造・供給している産業である。二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けては、化学製品を安定的に製造・供給しつつも、従来にはないCO₂排出量を低減させる製造過程への変革などの取組が求められる。

(ナフサクラツカーの稼働率の最適化)

現在、ナフサクラツカーは、日本国内において全国の八地域に十二基存在しており、稼働開

(新設)

始から五十年以上経過しているものが多い。我が国としては千九百八十年代にそれらの生産能力調整を行ってきたものの、バブル崩壊後に内需と生産能力との乖離が拡大し続けた結果、現在のナフサクラックターの稼働率は約八割に落ち込み、過去最低水準の稼働状況にある。そのよ
うな中、現在、ナフサクラックターを通じて生産したエチレン等の約二割が輸出されている状況であることを踏まえると、日本の化学産業は、
内需に比して過剰な生産能力を保有している状況にあり、このままの状態が続けば、更新投資やメンテナンス費用などのランニングコストが継続的に要することになり、それ自体が競争力

の維持・強化に向けた障壁ともなりかねない。

また、我が国のエチレン等の主な輸出先である

中国では、今後百万トン超の大規模なエチレン

生産設備の新設・稼働が予定されていることを

踏まえると、日本から中国への輸出は徐々に困

難となり減少していくと考えられる。

そのような状況も加味すると、ナフサクラッ

カーの生産能力・稼働率の最適化を着実に進め

ることは、今後の国際競争力の維持・向上の観

点から日本の化学産業にとって極めて重要な課

題である。

(サプライチェーンの強靱化)

上記の課題に加え、新型コロナウイルス感染

(新設)

症対策の拡大に伴う世界的なロックダウンや諸外国による輸出規制などを契機に、海外に依存したサプライチェーンは途絶リスクを伴うことが明白となり、国内において化学製品を安定的に供給することの重要性が益々高まっている状況である。例えば、ドイツでは、ユーロ高やロシアのウクライナ侵攻に起因する天然ガスなどのエネルギー価格の高騰が、化学などのエネルギー多消費産業の生産水準を低下させる要因となっている。同国では、将来のエネルギー供給・価格を不安視し、生産能力の海外移転を検討し、又は既に実施する企業が増加しており、特に米国のIRA法に基づき補助金等を理由

に、米国への生産拠点の移転を目論む企業も存在する状況である。

我が国としては、化学メーカーの持続的な国内立地を促し、化学コンビナートを起点として化学品を安定的に供給することも付加価値領域と捉え、サプライチェーン全体でその重要性を認識し必要な対価を払う構造を構築することを通じて、産業競争力の維持・強化に繋げていく。

二 指針策定の必要性

前述のとおり、カーボンニュートラルといった大きな環境変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ侵攻を契機に、サブ

二 指針策定の必要性

前述のとおり、化学産業は、新しい社会を実現するために必要不可欠な素材を提供しているが、今後、近隣国との国際競争はますます激し

サプライチェーンの強靱化に向けた取組も急務となっている。特に、カーボンニュートラルに向けた対応は、先進国を中心に、その動きが加速化しており、そのような状況の中、我が国の化学産業が引き続き、国際競争力を維持・強化していくためには、新たな需要を積極的に獲得するための迅速かつ積極的な脱炭素化・デジタル化に向けた投資への後押しが必要である。また、ナフサクラッカー稼働率の適正化を伴う企業再編を通じて、化学産業の経営効率化を図ることでグリーントランスフォーメーション投資の原資を捻出し、国際競争をリードしていく素地を構築することも必要不可欠である。

くなり、二十五年カーボンニュートラルへの対応も求められる。

国内製造業の基盤を支える産業であり装置産業である化学産業が引き続き国際的な競争力を維持していくためには、企業再編や事業構造の転換を通じて付加価値の高い分野に成長の軸足を移していくことが必要である。また、CO₂多排出産業ながらCO₂を原料として活用できる余地を持つ化学産業が、二十五年カーボンニュートラルに向けた対応等を進めていくためには、積極的な研究開発を通じて新しい製造プロセスに転換していくことが不可欠である。

こうした取組を通じた我が国の化学産業の事

我が国の基幹産業である化学産業が、直面する目まぐるしい環境変化に対応した上で、熾烈なグローバル競争に打ち勝ち、引き続き、世界をリードするためには事業適応を促していく必要があり、この観点から本指針を策定し、その基本的方向性を示すこととする。

二 事業適応に関する基本的方向性

デジタル化の流れを受けて、デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）によって従来型のビジネスモデルの転換を図る企業を支援する。カーボンニュートラルに向けた取組として、化学製品の製造段階から廃棄・リサイクルまでのいわゆるライフサイクルで

業適応を促し、我が国経済・社会の国際競争力の強化にも寄与するべく、本指針を策定し、化学産業における事業適応の基本的方向性を示すこととする。

二 事業適応に関する基本的方向性

デジタル化や脱炭素社会、資源循環経済という新しい社会の実現に向けては、国内の他産業においても、幅広い製造プロセスの転換や材料の代替が起こることが想定される。化学産業としては、自身の製造プロセスの転換に加えて、こうした変化にいち早く対応し、それらの産業向けに必

脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を進める企業を幅広く支援する。

また、基礎化学品（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）第四号に規定する基礎化学品（同号イからナまでに掲げるものに限る。）をいう。）については、二十五年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を行い、その生産及び販売を拡大する計画を認定するものとする。

要不可欠な素材を提供するソリューションプロバイダーとしての機能を引き続き果たしていくことが必要である。

また、これまで高経年の製造設備でありながらも、高いメンテナンス技術を背景に連続操業を続けることで競争力を維持してきたが、中国や東南アジア等の近隣国を中心に大型の設備投資が相次いでいる中で、これらの国との競争を行わなければならない状況にあつては、積極的な設備投資を実行していくことも必要である。

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

(削る)

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

化学産業のCO₂排出量は、産業部門では鉄鋼業に次いで二番目に多い。前述のとおり、化学反応によって原材料の多くを加工している化学産業においては、多くのエネルギーが必要であり、単に熱源を転換するだけでなく、新たな触媒技術の開発等、より低エネルギー環境下での化学反応を実現するための研究開発が不可欠である。また、ナフサを原料に自動車用部品、半導体、電池素材、医薬品原料、日用品など幅広い製品を製造して

いる石油化学工業にとっては、単純に化石燃料を廃止するだけにとどまらず、それに変わる新たな炭素源を探さなければならない。こうした研究開発や製造プロセスの転換には多くの困難を伴う。一方、世界の潮流として、脱炭素化への対応を、経済成長の阻害要因やコストではなく、成長の機会と捉えるようになってきている中で、国内の他産業に多くの部素材を提供し、それらを組み込んだ製品が国際的に展開している以上、我が国の化学産業の脱炭素化への取組が、我が国全体の国際競争力の向上につながることは言うまでもない。我が国全体の経済成長と脱炭素化を両立

(1) 化学産業のライフサイクルでのCO₂

削減に向けた取組

二十五年カーボンニュートラルの実現に向けて、化学産業全体として、化学製品の製造段階から廃棄・リサイクルまでのいわゆるライフサイクルでのCO₂削減に取り組む必要がある。具体的には、ナフサ分解炉の熱源や石炭火力等の燃料をアンモニア等脱炭素燃料へ切り替える「燃料転換」、ナフサ由来の

するため、これまでのエネルギー使用量合理化の取組に加え、カーボンニュートラルに向けた取組を積極的に進めていく必要がある。

(新設)

原料から転換する「原料転換」などを並行して進めることが重要である。

そのため、化学産業は、我が国の基幹産業として、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に率先して取り組んでいく必要がある。また、基礎化学品については、二十五年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の我が国産業の基盤となることを見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を積極的に行い、その生産及び販売を拡大していくことが必要である。

(2) サプライチェーン全体への裨益を実現
するための取組

化学産業は、様々なサプライチェーンにおいて必要不可欠な基盤産業であるが故に、カーボンニュートラルに向けた基礎化学品の製造に資する国内投資を積極的に行い、基礎化学品の生産及び販売を拡大することを通じて、国内サプライチェーンにおいて脱炭素・低炭素価値を訴求していくことが期待される。その際には、化学産業は、脱炭素・低炭素価値の訴求に戦略的に取り組む異業種産業との新たな連携（ブランドオーナーや最終製品メーカーなどのオフタイカーとの連携、原

(新設)

料について海外調達から国内調達への変更
等)を志向することで、マーケットイン型の
脱炭素・低炭素製品の市場創出に繋げるよう
努めることが重要である。脱炭素・低炭素価
値を訴求した基礎化学品の安定供給は、カー
ボンニュートラルに向けた付加価値領域であ
り、化学産業はサプライチェーン全体へ脱炭
素効果を波及させる担い手として、国際競争
力を維持・強化していくことが必要である。

(3) 主要市場・成長市場における持続的な
需要獲得に向けた取組

今後の我が国の化学産業が、国際競争力を
維持・強化していくためには、生産能力の適

(新設)

正化を図りつつ、ナフサ分解炉や石炭火力等の燃料転換、ナフサ原料からの転換（原料転換）などのカーボンニュートラルに向けた取組を通じて、高付加価値の化学品を製造し市場に展開し、脱炭素・低炭素製品の市場創出に繋げていくことが必要不可欠である。その際、グローバルの市場環境など幅広く分析し需要が一過性のものではないことを精査のうえ、事業適応計画を着実に実施することに加え、当該事業適応計画の実施期間の終了後においても、カーボンニュートラルに向けた取組を通じて、高付加価値の化学品の製造を継続し、又は、更なる拡大に向けた取組を行う

ことに留意する。

(4) その他の取組

(脱炭素への対応)

カーボンニュートラルの実現のためには企業の枠組を超えた取組が必要となるため、認定事業適応事業者は、取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組を促進する必要がある。

また、認定事業適応事業者は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画における産業競争力基盤強化商品である基礎化学品の生産及び販売をする段階におい

(新設)

て、従来の化石燃料を原料に製造した基礎化学品と比したCO₂排出の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示していることが必要である。

(サイバーセキュリティの確保)

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対

策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七条に規定する特定重要物資をいう。）の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本指針の基本的方向性を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定事業適応事業者は、サイバーセキュリティの確保に向けた方針を示し、事業適応計画の実施期間においてこれらを継続し

て実施することが重要である。

(経済活動における人権の尊重)

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導

四 事業適応に対する政策措置に関する指針

原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、事業適応計画の実施に当たっては、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権尊重の取組を実施し、その方針を示すことが重要である。

(新設)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応（産業競争力基盤強化商品である基礎化学品の生産及び販売を行う場合に限る。）に関する事業適応計画について主務大臣の認定を受けるに当たっては、次のいずれにも適合することを要件とする。なお、基礎化学品の製造過程で、非化石燃料由来の原料と化石燃料由来の原料が混合した場合には、第三者認証を受けたマスバランス方式を活用することができるものとする。この場合においては、具体的なマスバランス方式の内容と第三者認証取得の証拠を示すこととする。

- ① 基礎化学品の生産を行うための設備導入に係る新規投資額が三十億円以上であること。

- ② 事業適応計画終了年度における基礎化学品の生産能力が三万トン以上であること。
- ③ 生産された基礎化学品が、従来の化石燃料を原料とした製造プロセスに比して、原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じたCO₂排出削減率が、五十パーセント以上であること。
- ④ 事業適応計画終了年度における付加価値率が、五パーセントを上回ること。
- ⑤ 生産及び販売の対象となる基礎化学品が、販売先における化学製品等の製造に活用されることを通じて、サプライチェーンにおける化学製品等の競争力強化に繋げるための取組の方針を

示していること。

⑥ 当該事業適応計画の実施期間の終了後においても、基礎化学品の生産及び販売を継続し、又は、更なる拡大に向けた取組を行っていること。

⑦ 以下の事項を継続的に把握し、改善する計画となっていること。

- (1) 基礎化学品の生産にあたって必要となる原料の種類、調達量及び調達先
- (2) 基礎化学品等の販売量及び販売先
- (3) 原料の調達先及び基礎化学品等の販売先の選定理由。原料の調達先及び基礎化学品等の販売先の選定にあたっては、脱炭素・

低炭素価値の訴求を通じて国内サプライチェーンの強靱化に繋がるように十分留意すること。販売先において基礎化学品等の普及策を講じているなど、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じて基礎化学品等の市場創造に戦略的に取り組む販売先を選定するよう努めること。

⑧ 基礎化学品等を販売する際には、当該基礎化学品等が非化石燃料由来の原料を活用して製造されたものである旨、販売先に示すこと。

⑨ その他、非化石燃料由来の原料を活用して製造及び販売された基礎化学品等であるかどうかなど、事業適応計画の内容を確認するために必

要な書類を提出すること。

附 則

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。